

テナントとオーナーのミスマッチの解消

グリーンリース普及促進事業のご案内

東京都
助成金

グリーンリース 普及促進事業

助成率1/2

最大4,000
万円

補助金最大
4000万円



テナント様

CO2削減は社会義務
電気代も削減したい！
AB工事はオーナー負担。
早くLED照明に交換し
てくれないかな～

オーナー様

設備改修はしたいけど
テナントだけが電気代
削減メリットを享受。
LED照明に交換するメ
リットが見いだせない

設備改修

設備改修したいけど、
コスト負担も大きいし、
テナントに迷惑を
かけてしまうなあ



プライム・スター株式会社

グリーンリースをご存知ですか？

グリーンリースとは、ビルオーナーとテナントが協議し、不動産の省エネなどの環境負荷の低減や執務環境の改善について契約や覚書等によって自主的に取り決め内容を実践することを言います。つまり、ビルオーナーとテナントがWIN-WINの関係を構築できるシステムです。

オーナーが改修費用を負担してその導入の恩恵を受けるのはテナントだけが.....。



ビルオーナー



テナント

オフィス環境をよくしたいし、光熱費の削減もできるから、環境性能の高い機器を導入してほしいけど、設備改修はテナントである自分には関係ない....。

LED照明や空調設備の省エネ改修の実施



〔テナントの費用削減効果(イメージ)〕



グリーンリース導入前



グリーンリース導入後



グリーンリースはビルオーナー・テナントが協力して環境性能が高い設備機器等を導入することにより、このような動機の不一致を解決し、ビルオーナー・テナント双方に恩恵をもたらします。

オーナー様の設備更新資金負担を軽減できる助成金です

テナントビルの省エネの取組を支援!!

東京都
助成金

グリーンリース 普及促進事業

助成率1/2

最大4,000
万円

グリーンリースとは?

ビルオーナーとテナントが協働し、不動産の省エネなどの環境負荷の削減や執務環境の改善について契約や覚書等によって自主的に取り決め、取り決め内容を実践すること。

(環境不動産普及促進検討委員会「グリーンリース・ガイド」より)

ビルオーナー・テナント双方が光熱費削減等の恩恵を受ける
Win-Winの関係を構築するものです。

テナント

オーナー



もっと新しい設備
なら光熱費が安く
なるのになあ

設備改修

設備改修したいけど、
コスト負担も大きいし、
テナントに迷惑を
かけてしまうなあ



グリーンリース契約成立!!

新しい設備にして、
削減された光熱費の一部を
改修費に充ててください!



より執務環境を
改善できる
設備改修をします!

グリーンリース実施前後のテナント光熱費(イメージ)



助成内容

- 募集期間
 - ・平成28年度から平成30年度まで (下記募集説明会後に受付開始予定)
- 交付期間
 - ・平成28年度から平成32年度まで
- 事業規模
 - ・6億円
- 助成対象者
 - ・都内中小テナントビルを所有する中小企業者等 (ESCO事業者又はリース事業者との共同申請可)
 - ・当該テナントビルに係る地球温暖化対策報告書を提出する事業者
- 助成対象事業の要件
 - ・設備改修に関するグリーンリース契約を締結し、設備改修を実施すること
 - ・設備改修後のベンチマークがA2以上となることが見込めること等
- 助成対象経費・助成率
 - ・グリーンリース契約のための調査費用 助成率1/2、上限100万円
 - ・グリーンリース契約に基づく設備改修費用 助成率1/2、上限4000万円 (調査費含む)

詳細は

「グリーンリース普及促進事業助成金 交付要綱及び募集要項」をご確認ください。

下記URLからダウンロードできます。
<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/gli/index.html>



助成金申請の流れ



募集説明会

【日時】
平成28年10月27日(木)、28日(金)
午後2時から午後4時まで

【場所】
国立オリンピック記念青少年総合センター
センター棟4階(東京都渋谷区代々木神園町3-1)

募集説明会への申し込みは下記URLへ

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/gli/seminar/>



お問合せ先



公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称:クール・ネット東京)
住所 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10F
電話 03-5990-5089
URL <http://www.tokyo-co2down.jp/>



事業概要

助成対象事業者

都内の中小テナントビルを所有し、次のいずれかに該当すること。

- (1) 中小企業基本法に定める中小企業者で大企業が実質的な経営に参加していない者
- (2) 中小企業者以外の資本金10億円未満の会社であり、資本金10億円以上の者が実質的な経営に参加していない者
- (3) 上記(1)、(2)と共同申請するESCO事業者やリース事業者

主な助成対象条件

- 設備改修に関するグリーンリース契約を締結し、設備改修を実施すること
- 設備改修後のベンチマークがA2以上となることが見込めること（別紙）
- 申請時まで、当該年度分の地球温暖化対策報告書を都に提出していること

地球温暖化対策報告書制度の詳細はこちら>> <https://www.tokyo-co2down.jp/company/report/warming/>

助成対象経費

	グリーンリース契約のための 調査費用	グリーンリース契約に基づく 設備改修費用
助成率	助成対象経費の1/2	助成対象経費の1/2
助成限度額	100万円	4,000万円（調査費含む）
予算額	6億円（上限に達し次第終了）	

補助金・助成金



クール・ネット東京

東京都地球温暖化防止活動推進センター

お問合せ先

東京都地球温暖化防止活動推進センター

「地球温暖化防止活動推進センター」とは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする民法法人等の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。

東京においては、公益財団法人 東京都環境公社が平成20年2月4日に指定を受け、同年4月1日に東京都地球温暖化防止活動推進センターを開設しました。

当センターは、東京における地球温暖化防止活動の拠点として、東京都や区市町村等と連携して普及啓発に取り組むとともに、都民や中小事業者の皆様の地球温暖化防止の取組や省エネ対策を支援しています。

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

電話（代表）：03-5990-5061

Eメール：tccca@tokyokankyo.jp

<https://www.tokyo-co2down.jp/company/subsidy/gl/download/index.html>